

## 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和4年度版）」を公表します

本市では、平成25年12月に川崎市議会において制定された「川崎市自殺対策の推進に関する条例」（以下「条例」という。）第9条第1項に基づき、平成27年3月に第1次自殺対策総合推進計画（以下「計画」という。）を策定しました。平成30年3月には第2次計画、令和3年3月には第3次計画を策定し、自殺総合対策を推進しております。

この度、条例第11条第1項に基づき、令和4年度の本市における自殺の概要及び計画の進捗状況並びに目標の達成状況の評価について、川崎市自殺対策の推進に関する報告書として取りまとめました。本市の自殺者数については、計画策定以降、減少傾向を維持していましたが、令和元年以降は増減を繰り返しています。庁内外の関係機関・団体の多岐にわたる取組が実施され、総合的な自殺対策が推進されており、また、コロナ禍における自殺対策の実施状況についても取りまとめています。

### 1 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和4年度版）」の構成

- 第1章 川崎市における自殺の概要
- 第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み
- 第3章 令和4年度の自殺対策の実施状況
- 第4章 令和4年度における目標の達成状況と評価

### 2 公表方法

令和5年11月17日（金）から、川崎市ホームページに掲載いたします。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/350/0000155922.html>

### 3 報告書の特徴及び内容

- 1) 本報告書は、条例に基づき、議会への提出及び公表が定められています。また、外部の専門家を含む「川崎市自殺対策評価委員会」等の意見をもとに作成をしています。
- 2) 自殺対策に係る取組の体系的な報告書として、計画の数値目標の達成状況に限らず、計画の進捗状況等について数値だけでは表せない側面からも評価を行っています。
- 3) 自殺者数については、計画策定以降、減少傾向を維持していましたが、令和元年以降は増減を繰り返しています。
- 4) 「全ての地域住民」を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築に歩調を合わせながら取組を進めています。
- 5) 庁内外の関係機関・団体が実施する多岐にわたる取組が報告されており、総合的な対策を実施しています。
- 6) コロナ禍における自殺対策の実施状況について取りまとめています。

#### 問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 塚田

電話 044-200-2430

川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 野木

電話 044-223-6658